

# 裁 決 書

審査請求人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○ ○○ 様

不作為庁 稲沢市長

審査請求人が令和6年6月28日に提起した行政不作為に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査請求を却下する。

## 事案の概要

本件は、審査請求人が稲沢市長に対して、水道本管延長工事完了後の道路舗装復旧に係る相談に対する回答が稲沢市長の不作為に当たると主張し、当該相談に対する適切な回答を求めた事案である。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張の趣旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであり、行政不作為の解消を求めるものである。

#### (1) 本件道路舗装復旧について

ア 審査請求人は、一宮建設事務所から近隣道路のアスファルト厚を確認し

た上で工事予算等を見積もり、土地の購入に至った。しかし、実際に水道本管延長工事を行ったところ、一宮建設事務所に確認したアスファルト厚よりも厚みがあることが判明した。

イ ○○年○○月から当該道路の管轄が稲沢市へ変更となったことを受け、稲沢市用地管理課に工事後の道路舗装の復旧について確認したところ、現状復旧とするとの回答は得たが、明確な基準も示されず現状復旧の一点張りだった。

ウ 舗装復旧工事の費用も大きく変わるにもかかわらず、具体的な仕様も示さず現状復旧の回答のみであるのは不作為行為以外の何物でもない。

## 理 由

### 1 行政不服審査法の規定について

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第3条において、「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合」を不作為に係る審査請求の対象と規定している。

また、法第19条第1項及び第3項において、審査請求は、審査請求書を提出してしなければならない、不作為についての審査請求書には、「審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所」、「当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日」、「審査請求の年月日」を記載しなければならないと規定されている。

なお、法第23条において、「審査請求書が第19条の規定に違反する場合には、審査庁は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。」と規定されている。

### 2 審査請求書について

本件審査請求に係る審査請求書には、「1 当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日」として「水道本管延長工事完了後の道路舗装復旧について ○○年○○月○○日（○）○○○○～用地管理課からの回答」との記載

があるが、「水道本管延長工事完了後の道路舗装復旧」部分が法令に基づく申請であるか不明確であり、法第19条第3項に規定する要件を満たしていない。

### 3 審査請求書の補正について

審査庁は、上記2に記載の審査請求書の不備について、令和6年7月8日付け6稲総第104号にて法第23条の規定に基づき審査請求人に補正を命じたが、審査請求人からは審査庁が設定した期日（令和6年7月29日）までに補正書等の提出がなされなかった。

以上のとおり、その余の点について判断するまでもなく、法第24条第1項及び第49条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年8月7日

審査庁 稲沢市長 加藤 錠 司 郎

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、稲沢市を被告として（訴訟において稲沢市を代表する者は稲沢市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。